

事務事業マネジメントシート(平成22年度実績と平成23年度計画)

平成23年 5月31日更新

事務事業名		児童扶養手当支給事業			<input type="checkbox"/> マニフェスト関連 <input checked="" type="checkbox"/> 全庁横断課題関連 <input type="checkbox"/> 集中改革プラン関連			
総合計画体系	政策	4	みんな元気で笑顔あふれるまちづくり		所属部	健康福祉部	課長名	中嶋 万喜
	施策	17	生活困窮世帯の自立支援		所属課	子育て支援課	担当者名	榮 峰男
	基本事業	56	経済的支援		所属班	子ども保育班	(内線)	2353
予算科目		会計一般	款3	項2	目1	事業連番10551	法令根拠	児童扶養手当法合志市児童扶養手当の支払日に関する規則
終了、開始年度		<input type="checkbox"/> 22年度で終了 <input type="checkbox"/> 22年度から開始			事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 18 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (~ 年度)		

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】	父(母)親がいない児童あるいは父(母)親に重度障害がある児童を養育する母(父)親等に対して児童扶養手当を支給。所得制限限度額により全部支給、一部支給、全部停止に区分。子1人の場合は全部支給月額41,720円、一部支給月額41,710円~9,850円、また2人目に5,000円、3人目以降に3,000円を加算して支給する。支給資格者は、毎年8月に現況届が必要である。平成20年4月から手当一部支給停止措置が施行されたことに伴い、支給停止措置の適用除外事由に該当し届出書を提出することにより適用を除外する手続きが新たに加わった。また、平成22年8月より父子家庭も対象になった。児童扶養手当法は昭和36年1月29日に制定、以後、度々一部改正され現在に至っている。平成18年2月27日合併して市(福祉事務所設置)になったことにより、それまで県が行っていた児童扶養手当認定から支払事務は、平成18年3月から市が行うことになった。児童扶養手当事務は旧町でも行っていたが、受付等事務手続き行い、県へ進達する流れであり、県が最終的に審査認定して手当を支払っていた。手当の財源は国と県が負担(平成17年度の負担割合:国4分の3、県4分の1)していた。平成18年3月から市で審査・認定・支払い等の事務手続きを行うため、手当の財源負担が生じた。負担割合は平成18年度改正され国3分の1、市3分の2(県の負担無し)となった。
(開始した背景・きっかけ・今後の状況変化を含む)	
【業務の流れ】	離婚等で支給資格が生じた場合、認定請求を行う。→審査後認定を行い、毎年4・8・12月の定期支払月に前月までの4ヶ月分を支給する。
【主な予算費目】	扶助費、役務費、需用費
【意見や要望】	特になし
関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?	

1 現状把握の部(DO、PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標		新規・拡充区分:
① 手段(主な活動) 22年度実績(22年度に行った主な活動)(DO)	受給資格者に対し、主に口座振込の方法で定期払(年3回)時に手当てを支払った(4月期、8月期、12月期)事務件数は新規認定及び転入(内、父子家庭)件、資格喪失及び転出件、現況届485件を取り扱った。	23年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN) 平成22年度と同様。平成22年8月より父子家庭も対象となった。
① 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	(単位)人 ア 児童扶養手当の受給資格者数 イ	予算の主な増減の理由 受給者の増および平成23年度から受給者証を郵送にしたため通信運搬費の増
② 対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等	・父(母)親がいない18歳までの児童を扶養しているひとり親家庭の母(父)、または母(父)に代わって児童を扶養している者	② 対象指標(対象の大きさを表す指標) (単位)人 ア 受給資格者数 イ
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	・ひとり親家庭の生活の安定と自立促進ができる	③ 成果指標(意図の達成度を表す指標) (単位)人 ア 本人所得による全額停止者数 イ 本人所得による一部停止者数
*③成果指標設定の理由と23年度目標値設定の根拠 ひとり親家庭の生活の安定と自立促進が目標なので、ひとり親世帯の就業と収入が関係する。就業し収入が上がると、児童扶養手当の所得制限になり、手当が受給できなかつたり、一部停止にはなるが、その人数が多くなると安定した生計が出来ていると見ることが出来る。		

(2) 各指標・総事業費の推移		単位	20年度実績(決算)	21年度実績(決算)	22年度目標(当初予算)	22年度実績(決算)	23年度目標(当初予算)	24年度予定	25年度見込
① 活動指標	ア 人		464	493	510	552	560	570	0
	イ								
② 対象指標	ア 人		464	493	510	552	560	570	0
	イ								
③ 成果指標	ア 人		33	30	40	38	45	45	0
	イ 人		176	205	195	212	205	205	0
投資入費量	財源内訳	国庫支出金	千円	60,396	65,847	67,977	69,924	74,000	
		都道府県支出金	千円						
		地方債	千円						
		その他	千円						
		繰入金	千円						
	(A) 事業費計	一般財源	千円	121,565	132,282	136,333	138,783	148,454	
		(A) 事業費計	千円	181,961	198,129	204,310	208,707	222,454	0
		(A)のうち指定経費	千円	0	0	204,117	208,550	222,158	0
		(A)のうち時間外、特勤	千円	0	0	186	202	158	0
		(B) 人件費計	千円	4,480	3,462	5,014	4,841	5,191	5,191
人件費	正規職員従事人数	人	9	7	9	9	9	0	
	延べ業務時間	時間	1,120	870	1,260	1,175	1,260	0	
	(B) 人件費計	千円	4,480	3,462	5,014	4,841	5,191	5,191	
	トータルコスト(A)+(B)	千円	186,441	201,591	209,324	213,548	227,645	5,191	

総トータルコスト
全体計画
~ 年度

(期間限定複数年度のみ記載)

事務事業名	児童扶養手当支給事業	所属部	健康福祉部	所属課	子育て支援課
-------	------------	-----	-------	-----	--------

2 評価の部 (SEE) *原則は22年度の後評価、ただし複数年度事業は22年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①22年度目標達成度評価 事務事業の当年度実績は当年度目標値を達成したか、未達成の場合その原因は？	<input type="checkbox"/> 達成した <input checked="" type="checkbox"/> 達成しなかった ⇒【原因】 手当を受給する世帯が増えている。
目標達成度評価	②23年度目標達成見込み 事務事業の次年度目標値に対して次年度の見込みはついているのか？	<input type="checkbox"/> 目標達成見込みあり⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 目標達成は厳しい⇒【理由と対策】 雇用情勢の悪化により、安定した就業および収入が難しいため。
有効性評価	③成果の向上余地 次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる余地はあるか？成果が頭打ちになっていないか？	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 児童扶養手当法に基づき手続きをしている。離婚後のひとり親家庭の経済的支援に結びついているが、手当受給を主に考えて就業を控えている例がある。また、母子家庭の母が働く場所が少ないため経済的に自立できない状況があることから、就業支援、自立支援に努めることで成果の向上余地がある。
	④類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	<input type="checkbox"/> 他に手段がある⇒【理由】 <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒【理由】 国の制度なので適正である。
効率性評価	⑤事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 児童扶養手当法に基づき実施しているため手当額は基準どおりであり、受給資格者の所得に応じて手当額を決定するため総事業費は受給者数と手当額によって変わる。ただし法改正により平成20年4月から手当額が一部減額(2分の1)されるが、支給停止適用除外事由に該当し届出書を提出した場合は支給停止適用を除外し減額しないことになった。対象者は届出書の提出は一度だけでなく現況届時に毎年繰り返し提出しなければならない。就労支援により受給者の所得が増えれば、支給額が減り事業費の抑制をはかることができる。
	⑥人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできるか？(アウトソーシングなど)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 児童扶養手当事務の電算化で業務時間は削減できているので、これ以上の削減は難しい。また、申請者の所得や離婚等プライバシーの問題や、支給額も高額であるため、臨時職員や委託では難しい。
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 児童扶養手当法に基づき基準どおり実施しているため受給資格者及び手当額は公平公正に判断している。この手当支給額は3分の2を市が財源として税等確保しなければならないため、手当受給者の中で税金等滞納がある方には手当を受給された中から少しでも滞納分を納められるようお願いしている状況である。
	⑧行政の役割分担の適正化 事業事務のやり方や手段においてこれまでの行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体に移行できないか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 役割分担は適正である ⇒【理由】 国の制度なので適正である。

3 評価結果の総括 (SEE) ※事務事業全体の振り返り、成果及び反省点等を記入

受給者が年々増加していて、所得制限者も減少している(ひとり親家庭の収入が低い)。今後は、ひとり親家庭の生活安定のため、自立支援が必要。

4 今後の方向性(事務事業担当課案) (PLAN)

(1) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的再設定 <input type="checkbox"/> 事業統廃合・連携 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(有効性改善) <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(効率性改善) <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(公平性改善) <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)	(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上																					
	維持		○																			
	低下																					
(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策																						